



令和3年6月3日

株式会社コタベ

ワクチン休暇の創設について

株式会社コタベは、すべての従業員が安心して新型コロナワクチンの接種ができる環境を整備し、「新型コロナウイルスの一刻も早い収束」「お客様、お取引先様、地域社会の皆様が当社に安心していただける環境づくり」「従業員とその家族の健康」を実現していくため、下記のとおり、【ワクチン休暇】を創設いたします。

当社は、今後も地域社会の持続的発展に資する活動に取り組んでいきます。

記

【ワクチン休暇の概要】

1 適用対象者 全ての従業員

2 休暇の取扱い 特別休暇

(通常の有給休暇の付与日数とは別に、有給扱いの休暇を取得できる特別休暇です)

3 適用範囲

(1) ワクチン接種時の特別休暇

ワクチン接種は、原則として住民票のある自治体で行われるため、休日に接種が集中して思うように接種が受けられない事態が想定されます。その対応策として、従業員が平日にワクチン接種を円滑に進めることができるように特別休暇を付与することで、新型コロナワクチンを安心して接種できる環境を整備します。

(2) 副反応発生時の特別休暇

ワクチンを接種すると、体の中に免疫ができる過程で「副反応」と呼ばれる事象が生じることがあります。接種日翌日以降の「副反応」の発生時における対応策として、接種1回あたり特別休暇を1日付与することで、安心して接種できる環境を整備します。

(3) 家族の付き添いや看病時の特別休暇

本人だけでなく、家族がワクチン接種する際の付き添いや副反応発生時の看病が必要な場合についても、接種1回あたり1日間の特別休暇を付与することで、従業員の家族も含めて安心して接種できる環境を整備します。

以上